

# ○狛江市議会議員全員協議会規程

平成 22 年 12 月 24 日  
議会規程第 1 号

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、狛江市議会会議規則（平成 15 年議会規則第 1 号）第 158 条第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定により設置する議員全員協議会の運営その他必要な事項について定めるものとする。

(会議)

**第 2 条** 議員全員協議会は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、議員全員協議会の会議を運営する。
- 3 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。
- 4 議長及び副議長がともに事故あるときは、年長の議員が議長の職務を行う。

(傍聴の取扱い)

**第 3 条** 議員全員協議会の議事は、これを公開する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(意見の聴取)

**第 4 条** 議員全員協議会は、必要があると認めるときは、有識者から意見を聴くことができる。

(記録)

**第 5 条** 議長は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

- 2 議事は、要点記録とする。
- 3 第 1 項の記録は、議長が保管する。

**付 則**

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。